

令和5年度(下半期)  
定期監査結果報告書

令和6年8月  
榛東村監査委員

(公印省略)

榛監第220001号

令和6年8月7日

榛東村議会議長 生方 勇 二 }  
榛 東 村 長 南 千 晴 } 様

榛東村監査委員 石 坂 郁 夫

榛東村監査委員 三 俣 実

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、この監査の結果に基づき又はこの監査の結果を参考として措置を講じたものについては、地方自治法第199条第14項の規定により監査委員に通知されたい。

## 第1 準拠基準

榛東村監査基準（令和元年榛東村監査委員告示第3号）

## 第2 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく監査

### 2 監査の対象機関

#### (1) 村長事務部局

本庁各課（会計課を含む）、隣保館、児童館、保健相談センター、  
地域包括支援センター

#### (2) 議会

議会事務局

#### (3) 行政委員会等

##### ①教育委員会

事務局、榛東中学校、北小学校、南小学校、北幼稚園、南幼稚園、  
学校給食センター、中央公民館、耳飾り館、南部コミュニティセンター

##### ②選挙管理委員会

##### ③公平委員会

##### ④監査委員

##### ⑤農業委員会

事務局

##### ⑥固定資産評価審査委員会

### 3 監査の着眼点

対象機関における財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理について、資料の提出並びに所属長及び関係職員から説明を求め、事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とした。

### 4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、これらに関する書類の点検、確認、照合等を行った。

### 5 監査の日程及び実施場所

#### (1) 日程

令和6年7月16日から令和6年7月30日まで

(2) 実施場所

本庁3階 監査室ほか

### 第3 監査の結果

対象機関における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は、それぞれ関係する法令、条例、規則等に定めるところにより執行されており、おおむね適正なものとして認められた。

ただし、一部の事務について、検討又は改善を要する事項が確認されたので、次に記述する所見を踏まえ、一層適正な事務の執行に努められたい。

なお、事務処理上の軽易な事項については、監査の過程において各所属長又は関係職員に指導したので記述を省略した。

### 第4 監査の所見（総括）

#### 1 令和5年度上半期定期監査における指摘事項の是正状況について

令和5年度上半期定期監査における個別の指摘事項については、是正され、おおむね改善されていることが認められた。指摘事項及びその是正状況について各所属間で情報共有し、引き続き、事務の適正化に努められたい。

#### 2 令和5年度予算執行上の成果等について

各所属において予算執行上の課題を踏まえた改善計画を策定し、当該計画に基づき一定の成果を挙げていることが認められた。

これにより、一般会計における令和5年度の不用額は2億2,661万円で、前年度の4億9,388万円から大きく減少（△54.1%）した。

#### 3 歳出予算の流用・予備費充用について

歳出予算の流用・予備費充用については、おおむね緊急に予算措置を講じる必要のあったものであると認められた。

しかしながら、直近の補正予算での所要額の計上誤りによる予算不足に起因する流用が行われていたものが3件、予算不足額を超える額の流用を行った結果、不用額が生じているものが10件確認された。不用額が生じたもののうち5件については、やむを得ぬ事由によるものであるものと認められたが、残りの5件については単純な違算によるものであった。

令和5年度中に全会計において予算流用が35件、3,208千円（前年度：13件、

866千円)、予備費充用が22件、27,171千円(前年度:9件、2,813千円)と、件数、金額いずれも前年度から増加した。

歳出予算の流用及び予備費充用は、予算の例外的な措置であることから、適切な予算管理に意を用いるよう求める。

#### 4 年次有給休暇の取得状況について

令和5年度の一般職の職員の年次有給休暇の平均取得日数は11.8日で、前年度よりも3.0日増加した。

一般職の職員で年5日以上取得していない職員は3人、会計年度任用職員のうち年10日以上有給休暇が付与されている者で年5日以上取得していない者は3人であった。

年次有給休暇は、職員の心身の疲労を回復し、ゆとりある生活を保証するために付与されるものである。

そして、労働基準法の改正により、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち5日(1日単位又は半日単位)については、使用者が時期を指定して取得させることが必要となった。この罰則付きの年次有給休暇取得義務化は平成31年4月から施行されている。

企業職員及び現業職員などを除く国家公務員及び地方公務員の一般職については適用除外とされているが、民間企業と同様に取り組む必要があり、国家公務員においては年5日の確実な取得のための取組を推進する旨の通知がなされている。

年10日以上有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日(1日単位)の有給休暇を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。

#### 5 時間外勤務命令について

令和5年度において、8人の職員が法定上限時間数(年360時間)を超え、時間外勤務を行っていることが確認された。

また、同じく令和5年度の1年間で、月当たりの法定上限時間数(45時間)を超える時間外勤務が延べ51人月(上半期:34人月、下半期:17人月)あった。

榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則において、通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時又は緊急に時間外勤務を命ずる場合においては、月100時間(年720時間)までを上限とする例外が許容されているところ、この許容された月100時間の上限をも超える時間外勤務命令が1人月あった。

一般的に月80時間が過労死ラインといわれており、令和5年度上半期定期監

査において職員の健康面への影響も憂慮すべき状態である旨を指摘したところであるが、令和5年度中に法定上限（年360時間・月45時間）を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、この例外規定を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。

関係法令（労働基準法、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則等）を遵守するよう強く求める。

また、長時間の時間外勤務が年度を通じて常態化している所属が複数見受けられることから、所属定数及び職員の適正配置について見直しを行う必要がある。さらには、年度中の業務の繁閑に応じた柔軟な人員配置についても検討されたい。

本村の職員数を類似団体と比較すると平均値を大きく下回っていて、令和5年4月1日現在の人口1万人当たり普通会計職員数は類似団体全70団体中最低位であり、これが時間外勤務が増加している要因のひとつであると推認される。複雑化・高度化する住民の行政需要に的確に応えるためには職員を一定程度増員する必要があるものと思慮される場所であるが、他方で、財源が限られている中において人件費が増嵩することは財政の硬直化を招く要因ともなることから、経費全般を総点検した上で定員の適正化を図ること。併せて、窓口業務等のアウトソーシングについて検討するとともに、AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務自動化）などの先端技術の活用による事務事業の効率化についても調査・研究されたい。

## 6 行政財産使用料の収納事務について

榛東村行政財産使用料条例において、「使用料は、これを前納とする。ただし、使用期間が長期にわたるものについては、毎月又は毎年定期に納付することができる。」（第6条第1項）と規定されている。

監査対象とした23件（予算科目の数。以下同じ。）の行政財産使用料のうち、ただし書の規定を適用しているものは5件であった。ただし書を適用しない18件についてその収納事務をみると、適切な時期に調定されていないものが見受けられた（一部所属においては令和5年4月1日が土曜日であったことから、4月3日付けで調定が行われていた。）。

行政財産の使用許可の期間が、年度当初から年度末までである場合においては、（4月1日が榛東村の休日を定める条例に定める榛東村の休日であったとしても）4月1日付けで調定を行うべきである。

また、使用料の納付については「前納」と規定されているが、納付期限につ

いての具体の定めがない。このため、各所属において区々の納付期限となっている。

全庁的に統一した取扱いとなるよう行政財産使用料の事務処理の基準を定められたい。

#### 7 行政委員会等に係る歳出予算の執行状況及び活動について

行政委員会等に係る歳出予算の執行状況は、おおむね適正であると認められた。

行政委員会等の活動について、会議の結果などの記録が作成されていない委員会等が散見された。また、記録された活動内容が公表されていないものが多数確認された。

行政委員会等は、行政運営の公正妥当、中立性、住民参加の確保等を目的としたものであり、その活動状況を広く公表することは住民に開かれた行政運営を進める上で重要である。村のホームページを活用されたい。

#### 8 需用費の予算執行状況について

需用費のうち事務用消耗品費の予算執行状況については、おおむね適正であるものと認められた。しかしながら、一部の所属において、年度末に事務用消耗品を購入しているものが見受けられた。

事務用消耗品については、当該年度に必要な数量を把握した上で、早期に調達するよう努められたい。

#### 9 公の施設の指定管理について

監査を行った範囲において、指定管理料にかかる財務に関する事務は、おおむね適切であるものと認められたが、その一部に高額な歳出不用額が生じたものが確認された。

適切な予算管理を求める。

#### 10 監査資料について

事前に提出を求めた監査資料に誤謬のあるものが散見された。

資料作成に当たっては正確を期されたい。

### 第5 監査の所見（対象機関別）

各対象機関の監査の所見は、別紙のとおりである。

監査対象機関名	総務課	監査年月日	令和6年 7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>1 時間外勤務命令について</p> <p>4人の職員が法定上限時間数（年360時間）を超え、時間外勤務を行っていることが確認された。</p> <p>また、令和5年度下半期において、月の上限時間（45時間）を超える時間外勤務が延べ4人月あった（通年では延べ17人月）。</p> <p>令和5年度中に法定上限（年360時間・月45時間）を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。</p> <p>2 行政財産使用料の収納事務について</p> <p>庁舎の使用許可（自販機設置）については、使用する電気料を併せて行政財産使用料を徴している。電気料は使用実績に応じ毎月変動するため月ごとに調定を行っているが、これ以外の行政財産使用料については、その使用許可の期間が年度当初から年度末である場合においては、4月1日付けで調定を行うべきである。</p> <p>3 需用費の予算執行状況について</p> <p>事務用消耗品については、当該年度に必要な数量を早期に、計画的に購入するよう努められたい。</p>			

監査対象機関名	企画財政課	監査年月日	令和6年 7月16日
---------	-------	-------	---------------

監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで
----------------	-------------------------

監 査 の 所 見

1 時間外勤務命令について

令和5年度中に法定上限（年360時間・月45時間）を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。

2 行政財産使用料の収納事務について

今般の監査において、複数所属の行政財産使用料について、調定が適切な時期に行われていないものが散見された。また、使用料の納付については、榛東村行政財産使用料条例において「前納」と規定されているが、納付期限についての具体の定めがない。このため、各所属において区々の納付期限となっていた。

全庁的に統一した取扱いとなるよう行政財産使用料の事務処理の基準を定められたい。

【参考法令】

○榛東村行政財産使用料条例（抄）

（使用料の納付方法）

第6条 使用料は、これを前納とする。ただし、使用期間が長期にわたるものについては、毎月又は毎年定期的に納付することができる。

2 （略）

監査対象機関名	税務課	監査年月日	令和6年 7月18日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>1 年次有給休暇の取得状況について</p> <p>令和5年度において5日の年次有給休暇を取得していない職員が1人いた。</p> <p>年10日以上の子次有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日の年次有給休暇（1日単位）を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。</p> <p>2 時間外勤務命令について</p> <p>2人の職員が法定上限時間数（年360時間）を超え、時間外勤務を行っていることが確認された。</p> <p>また、令和5年度下半期において、月の上限時間（45時間）を超える時間外勤務が延べ3人月あった（通年では延べ12人月）。</p> <p>令和5年度中に法定上限（年360時間・月45時間）を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。</p>			

監査対象機関名	住民生活課 隣保館 児童館	監査年月日	令和6年 7月18日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>1 歳出予算の流用・予備費充用について</p> <p>本課において、歳出予算の流用1件、予備費充用2件が行われているが、このうち2件は、予算不足額を超える予算の流充用を行った結果、不用額が生じている。</p> <p>歳出予算の流用・予備費充用は、予算の例外的な措置であることから、適切な予算管理に意を用いるよう求める。</p> <p>2 年次有給休暇の取得状況について</p> <p>令和5年度において5日の年次有給休暇を取得していない職員が1人いた。</p> <p>年10日以上年次有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日の年次有給休暇（1日単位）を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。</p> <p>3 行政財産使用料の収納事務について</p> <p>行政財産使用料（ふれあい館）及び行政財産使用料（児童福祉）の調定の時期が不適切である。使用許可の期間が年度当初から年度末である場合においては、4月1日付けで調定を行うべきである。</p> <p>また、行政財産使用料は「前納」とされていることから、年度当初に収納されるべきものである。</p> <p>4 公の施設の指定管理について</p> <p>ふれあい館の指定管理料について高額な不用額（8,532千円）が生じている。適切な予算管理を行われたい。</p> <p>5 監査資料について</p> <p>事前に提出を求めた監査資料に誤謬のあるものが散見された。</p> <p>資料作成に当たっては、正確を期されたい。</p>			

監査対象機関名	健康保険課 保健相談センター 地域包括支援センター	監査年月日	令和6年 7月23日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>1 年次有給休暇の取得状況について</p> <p>令和5年度において5日の年次有給休暇を取得していない会計年度任用職員が本課において1人いた。</p> <p>年10日以上有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日の年次有給休暇（1日単位）を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。</p> <p>2 時間外勤務命令について</p> <p>令和5年度下半期において、月の上限時間（45時間）を超える時間外勤務が保健相談センターにおいて1人月あった（通年では本課で延べ3人月、保健相談センターで1人月）。</p> <p>令和5年度中に法定上限（年360時間・月45時間）を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。</p> <p>3 業務委託料の支払の時期について</p> <p>生活支援体制整備事業は令和5年4月1日に業務委託契約が締結され、委託料は令和5年4月20日に全額（4,160千円）が概算払により支払われた。令和6年3月31日に変更契約が締結され、委託料は636千円の減となり、令和6年5月30日に同額が戻入された。</p> <p>委託料は、原則として業務が履行された後に完了検査を経て支払われるものである。支出の特例（概算払・前金払）が認められる場合もあるが、契約条項にもその旨の定めはなく、また、全額を概算払とする合理的な理由は見いだせなかった。財務諸規程に照らし、受託者とも協議の上、適切な時期に支払うこととされたい。</p> <p>4 監査資料について</p> <p>資料作成に当たっては、正確を期されたい。</p>			

監査対象機関名	産業振興課	監査年月日	令和6年 7月25日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>1 時間外勤務命令について</p> <p>2人の職員が法定上限時間数（年360時間）を超え、時間外勤務を行っていることが確認された。</p> <p>また、令和5年度下半期において、月の上限時間（45時間）を超える時間外勤務が延べ8人月あった（通年では延べ15人月）。</p> <p>令和5年度中に法定上限（年360時間・月45時間）を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。</p> <p>2 行政財産使用料の収納事務について</p> <p>行政財産使用料の納付については、榛東村行政財産使用料条例において「前納」とされているが、納付期限についての具体の定めはないところ、年度末に収納されているものが確認された。</p> <p>3 監査資料について</p> <p>資料作成に当たっては、正確を期されたい。</p>			

監査対象機関名	建設課	監査年月日	令和6年 7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>行政財産使用料（道路占用料及び公共物使用料）については、その使用許可の期間が年度当初から年度末である場合においては、4月1日付けで調定を行うべきである。</p>			

監査対象機関名	上下水道課	監査年月日	令和6年 7月25日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>1 時間外勤務命令について</p> <p>令和5年度上半期において、月の上限時間（45時間）を超える時間外勤務が1人月あった。</p> <p>法定上限を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。</p> <p>2 歳出予算の流用・予備費充用について</p> <p>下水道事業会計において8件の流用が行われているが、このうち3件は直近の補正予算での所要額の計上誤りによる予算不足に起因するものであった。また、1件は、所要額を超える減額補正を行った結果、予算に不足を生じたものである。</p> <p>さらに、8件の流用のうち3件が予算不足額を超える予算の流用を行った結果、不用額が生じている。</p> <p>歳出予算の流用は、予算の例外的な措置であることから、適切な予算管理に意を用いるよう求める。</p> <p>3 年次有給休暇の取得状況について</p> <p>令和5年度において5日の年次有給休暇を取得していない職員が2人いた。</p> <p>年10日以上年次有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日の年次有給休暇（1日単位）を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。</p> <p>4 監査資料について</p> <p>事前に提出を求めた監査資料に誤謬のあるものが散見された。</p> <p>資料作成に当たっては、正確を期されたい。</p>			

監査対象機関名	会計課	監査年月日	令和6年 7月18日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>監査を行った範囲において、適切に事務が行われているものと認められた。</p>			

監査対象機関名	議会事務局	監査年月日	令和6年 7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>監査を行った範囲において、適切に事務が行われているものと認められた。</p>			

監査対象機関名	教育委員会 事務局 榛東中学校、北小学校、南小学校、北幼稚園、南幼稚園、学校給食センター、中央公民館、耳飾り館、南部コミュニティセンター	監査年月日	令和6年 7月30日
監査対象期間及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>1 年次有給休暇の取得状況について</p> <p>年10日以上の子年次有給休暇が付与されている会計年度任用職員のうち、令和5年度において5日の子年次有給休暇を取得していない者が南小学校で1人、中央公民館で1人いた。また、南幼稚園では職員1人が5日の子年次有給休暇を取得していなかった。</p> <p>年10日以上の子年次有給休暇が付与されている全ての職員が、少なくとも5日の子年次有給休暇（1日単位）を確実に取得できるよう適切な措置を講じられたい。</p> <p>2 時間外勤務命令について</p> <p>教育委員会事務局で、令和5年度下半期において月の上限時間（45時間）を超える時間外勤務が1人月あることが確認された。</p> <p>法定上限を超える時間外勤務命令が発せられた業務が、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する規則第6条の2の3第1項第2号を真に適用できる「通常予見することのできない業務量の大幅な増加」に伴う「臨時又は緊急」の業務であったか否かについて直ちに検証を行い、検証結果に基づき速やかに必要な措置を講じること。</p> <p>3 行政委員会等に係る歳出予算の執行状況及び活動について</p> <p>教育委員会の議事録が公開されていないが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において「教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。」（第14条第9項）と努力義務が課されている。法の趣旨を酌み、公開されたい。</p> <p>また、社会教育委員会議では要点筆記の会議録が作成されているが公開されていない。必要に応じ公開することとされたい。</p> <p>4 需用費の予算執行状況について</p> <p>事務用消耗品については、当該年度に必要な数量を早期に、計画的に購入するよう努められたい。＜事務局、北小学校、南小学校、榛東中学校＞</p> <p>また、耳飾り館及び社会体育施設等管理事務所において、同一節内ではあるが、科目（細節）誤りと思われる支出が散見された。</p>			

## 5 社会体育施設等管理事務所について

榛東村教育委員会事務局組織に関する規則（以下「組織規則」という。）において生涯学習課に施設管理係が置かれ、その分掌事務は「ア 社会体育施設の営繕に関すること。イ 社会体育施設の管理運営に関すること。ウ 社会体育施設の貸出に関すること。エ 学校体育施設の開放及び学校開放運営委員会に関すること。」とされている。

このうち、社会体育施設等管理事務所（以下「事務所」という。）は、「イ 社会体育施設の管理運営に関すること。ウ 社会体育施設の貸出に関すること。」等を分掌している。

事務所は、現行の組織規則では生涯学習課（施設管理係）の「分駐所」「分屯所」的な位置付けとなっているが、予算管理・人事管理等においては「所属」に準ずるものとしての取扱いがなされている。

事務所の行政組織上の位置付けが明確なものとなるよう検討されたい。

## 6 監査資料について

事前に提出を求めた監査資料に誤謬のあるものが散見された。

資料作成に当たっては、正確を期されたい。

監査対象機関名	選挙管理委員会	監査年月日	令和6年 7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p data-bbox="183 577 1412 719">榛東村選挙管理委員会規程において「委員長は、会議録を調製し、会議のてん末及び出席委員の氏名を記載しておかなければならない。」（第9条）とされているが、委員会の議事録（会議録）が作成されていない。</p> <p data-bbox="183 741 1412 882">選挙管理委員会は、執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会（地方自治法第180条の5）であり、委員会での決定事項等について、その記録が残されていないことは適切でない。</p> <p data-bbox="183 904 1412 987">さらに、作成された議事録については、秘密に属する部分を除き、広く公開されるべきものである。</p>			

監査対象機関名	公平委員会	監査年月日	令和6年 7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>監査を行った範囲において、適切に事務が行われているものと認められた。</p>			

監査対象機関名	監査委員	監査年月日	令和6年 7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>監査を行った範囲において、適切に事務が行われているものと認められた。</p>			

監査対象機関名	農業委員会	監査年月日	令和6年 7月25日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>監査を行った範囲において、適切に事務が行われているものと認められた。</p>			

監査対象機関名	固定資産評価審査委員会	監査年月日	令和6年 7月16日
監査対象期間 及び年度	令和5年度 令和5年10月から令和6年3月まで		
監 査 の 所 見			
<p>監査を行った範囲において、適切に事務が行われているものと認められた。</p>			

# 監 查 資 料



歳出予算の流用

一般会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費	12	1,694,000	2	50,000	10	1,644,000	3,288.0
民生費	2	40,000	2	30,000		10,000	33.3
衛生費	3	71,000	1	165,000	2	△ 94,000	△ 57.0
農林水産業費	2	8,000			2	8,000	皆増
消防費	1	12,000	3	16,000	△ 2	△ 4,000	△ 25.0
教育費	5	279,000	5	605,000		△ 326,000	△ 53.9
合計	25	2,104,000	13	866,000	12	1,238,000	143.0

太陽光発電事業特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費	1	1,000			1	1,000	皆増

上水道事業会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
水道事業費用	1	751,000			1	751,000	皆増

下水道事業会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
資本的支出	1	160,000			1	160,000	皆増
下水道事業費用	7	192,000			7	192,000	皆増
合計	8	352,000			8	352,000	皆増

総計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
流用全会計計	35	3,208,000	13	866,000	22	2,342,000	270.4

予備費充用

一般会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
議会費	1	21,000			1	21,000	皆増
総務費			3	1,787,000	△ 3	△ 1,787,000	皆減
民生費	4	2,384,000	4	982,000		1,402,000	142.8
農林水産業費	1	1,560,000			1	1,560,000	皆増
消防費	1	108,000			1	108,000	皆増
教育費	5	4,635,000	1	27,000	4	4,608,000	17,066.7
合計	12	8,708,000	8	2,796,000	4	5,912,000	211.4

国民健康保険特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費	2	26,000			2	26,000	皆増
保険給付費	1	16,366,000			1	16,366,000	皆増
諸支出金	3	831,000			3	831,000	皆増
計	6	17,223,000			6	17,223,000	皆増

学校給食事業特別会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
総務費	3	240,000	1	17,000	2	223,000	1,311.8

上水道事業会計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
水道事業費用	1	1,000,000			1	1,000,000	皆増

総計

(単位：件、円、%)

区分	令和5年度		令和4年度		対前年度増減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	率
充用全会計計	22	27,171,000	9	2,813,000	13	24,358,000	865.9

年次有給休暇の取得状況  
 (職員(一般職の職員)の年次有給休暇平均取得日数)

(単位:人、日)

年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
(職員数)	96	98	103	78	69
平均取得日数	11.8	8.8	11.6	9.6	9.0
対前年度増減	3.0	△ 2.8	2.0	0.6	△ 0.7

【総務課提供資料】

令和5年度法定上限（月45時間）超え時間外勤務命令

（単位：人月）

所属名	上半期		下半期		年度計	
	45時間超	100時間超	45時間超	100時間超	45時間超	100時間超
総務課	13		4		17	
企画財政課	1				1	
税務課	9	1	3		12	1
住民生活課						
健康保険課	3				3	
保健相談センター			1		1	
地域包括支援センター						
産業振興課	7		8		15	
建設課						
上下水道課	1				1	
会計課						
議会事務局						
教育委員会事務局			1		1	
北幼稚園						
南幼稚園						
中央公民館						
南部コミュニティセンター						
耳飾り館						
計	34	1	17		51	1

※「100時間超」は、45時間超の内数である。

令和5年度時間外勤務命令実績（法定上限（年360時間）超）

職員	上半期		下半期		年度計	
	時間	分	時間	分	時間	分
A	337	45	328	15	666	
B	414	35	206	15	620	50
C	246	40	254		500	40
D	237	45	255		492	45
E	232	40	242	30	475	10
F	211	15	206	15	417	30
G	229	40	147	30	377	10
H	183	50	189		372	50